

第8章 表彰および懲戒

(表 彰)

第51条 次の各号の一に該当する者は、これを表彰する。

- (1) 学術研究に特に功績のあった者
- (2) 永年勤続し、本学のために特に功労のあった者
- (3) 業務上顕著な功労のあった者
- (4) その他表彰に値する篤行のあった者

2 表彰は、賞状を授与するものとし、その功績功労に応じ、賞金または記念品を付加すると共に、昇任若しくは特別昇給を行うことがある。

(懲 戒)

第52条 次の各号の一に該当する者は、理事会の設置する懲戒委員会において、この懲戒を決定したうえで理事長が懲戒する。

- (1) 正当な理由がなくてしばしば遅刻、早退または欠勤したとき
- (2) 素行不良で職場の秩序、風紀を乱したとき
- (3) 本学諸規則、または職務上の指示命令に違反したとき
- (4) 業務の遂行に支障をきたすような不都合な行為があったとき
- (5) 故意または過失により、本学に有形無形の損害を与えたとき
- (6) 重要な経歴を偽り、その他詐術を用いて雇入れられたとき
- (7) 刑罰の適用を受け、または受けることが明らかになったとき
- (8) その他不都合な行為があったとき

(懲戒の種類)

第53条 懲戒は、前条に該当する行為の軽重または情状により、次の各号によって行う。

- (1) 解雇 原則として第22条の予告期間を設けずに解雇し、退職金を支給しない。ただし、事情により支給額を減額して支給することがある。
- (2) 諭旨解雇 退職を勧奨し、これに応じない場合は説諭して解雇する。退職金を減額して支給する。
- (3) 出勤停止 本学への出勤を禁じ、その間無給とする。
- (4) 減給 1回の事案につき平均賃金の半日分以内を減じ、1か月における減給合算額は、1か月の賃金総額の十分の一以内とする。
- (5) 譴責 始末書を徴し、将来を厳重に戒める。
- (6) 訓戒 厳重に訓戒する。